

日本スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターは、学校安全の普及・充実をはかるとともに学校管理下における生徒の負傷・疾病（特定）等に関して給付を行い、健康で安全な学校生活を送ることを目的としている。

- ① 掛金：毎年4月に払込む。（全員加入のため一括払込み）
- ② 学校管理下：
 - ・学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
 - ・学校の教育計画に基づき行われる課外指導を受けているとき。
 - ・休憩時間中に学校にあるとき、始業前・授業後の一定時間内その他校長の指示・承認に基づいて学校にあるとき。
 - ・通常の経路及び方法により通学するとき。
- ③ 申請：上記②における負傷等の発生があり、受診・治療したものについては、速やかに担任・部顧問・保健室へ申し出ること。所定の手続きを経て給付金が支給される。